

(別記)

令和6年度守谷市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は茨城県の南西端に位置し、都心から40km圏内にある。3河川に囲まれ、その沿岸は低地で水田・畑・原野が多く土質は沖積土であり、肥沃な農地が多い。台地はおおむね標高20mで、起伏の少ない平坦な地域である。近年はつくばエクスプレス沿線の開発が進み、従来の農村地域から首都近郊都市として発展し農家戸数は減少傾向にある。このため不作付地の拡大が進む一方で、隣接する取手市、つくばみらい市、常総市の大規模農家に集積される農地も散見される。

守谷市の水田農業は米を中心とした農業経営が主であり、土地改良区等による法人・担い手への農地集積が進んでいる。

主食用米の転換作物として新規需要米の取り組みが浸透してきたことから、転作作物の半分は区分管理を中心とした飼料用米が占めている。また、大井沢地区では大八洲開拓農業協同組合を中心に畜産業が営まれ、耕畜連携によるWCS用稲や飼料用作物の作付など、水田の有効活用がなされている。そのほか麦、野菜が作付されているが、近年は収量が減少傾向にある。

また、大野土地改良区内では（仮称）守谷市総合運動公園（東京ヤクルトスワローズファーム施設）、高野地区から野木崎地区においては（仮称）守谷サービスエリアスマートインターチェンジや（仮称）守谷SAスマートIC周辺土地区画整理事業及び都市軸道路建設が予定され、今後は大幅な水田面積の減少と農業者の高齢化による担い手不足が大きな問題となってくる。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本市の水田は、土地の性質上水はけが悪い圃場が多いため、米以外に収益性・付加価値の向上が見込める適地・適作の作物は少なく、水田で野菜等に取り組む農業者はほとんどいない。

したがって、主食用米を飼料用米や加工用米、新市場開拓用米などに転換するため、新たな市場・需要の開拓を進める必要があることから、JA等集荷業者を初め実需者等の情報収集に努め、情報発信を行う。

また、転換作物の生産性向上に向けて、普及センターやJA等と協力し、低コスト生産技術の導入・普及のため講習会やチラシ等による啓発を行ったり、農業委員会や守谷市、土地改良区等と連携を図り、農地の集積・集約化や団地化を進めていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本市は、いわゆる農村地域から都市化が急速に進み、専業・兼業含め農業者は高齢化等で減少し、水田の休耕が大幅に増えている。畑での野菜作りは進んでいるが、水田で野菜作りをしている農業者は数名にとどまり、畑地化を含めた水田の有効利用を図るには、企業や他市町村からの大規模農家が参入しなければ、耕作放棄地は増加すると思われる。

また、土地の性質上水はけが悪い圃場が多くブロックローテーションの構築は難しい。高収益作物等の転換作物の推進に取り組み、水稻を組み入れない作付体系が数年以上定着

し、畑作物のみ生産し続けている水田は台帳から拾い上げ、畑地化が可能か検討する。

畑地化が可能であれば、圃場の耕作者・所有者に今後の作付意向を確認し、畑地化支援を活用して推進する。

農業委員会や市も含め、水田の有効利用については今後も協議を続けていく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

「食」の安全・安心に対する関心が高まっているため、低農薬等の「環境にやさしい農業」の取り組みを推進し、また、高品質な米を提供することにより消費者・生産者との信頼関係を構築する。

また、県オリジナル米である「ふくまる」やいばらきコープ向け特別栽培米の生産拡大に取り組む等、需要に応じた付加価値の高い米の生産・流通体制を構築する。

(2) 備蓄米

需要に応じた備蓄米の生産に取り組む。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

飼料用米を転作作物の中心作物に位置づけ、多収性品種の導入、担い手（認定農業者等）への土地利用集積を推進する。国からの産地交付金及び市の補助金を活用し、団地化及び低コスト化に推進し作付拡大を図る。

イ 米粉用米

学校給食を中心とした米粉の需要拡大・消費拡大に努め、需要に応じた生産数量を確保し、地域活性化を図る。

ウ 新市場開拓用米

今年新規で取り組む転換作物なので、今後の作付拡大に結びつけたい。

エ WCS用稲

耕畜連携助成を活用しながら自給粗飼料確保の為、需要に応じた作付を行うとともに、国からの産地交付金を活用して担い手（認定農業者等）による団地化に取り組み、作付拡大を図る。

オ 加工用米

需要に応じた生産数量を確保する。

(4) 麦、飼料作物

連作障害による品質低下・生産量減少で、大豆の生産は昨年からなくなった。麦作付も取組農家が減少したが、引き続き経営改善を図っていく。

また、飼料作物の多くは市内の酪農家がイタリアンライグラスを自ら生産し自家利用しているので、ニーズに合う安定的な供給を維持するため、農地を有効活用できる二毛作による作付拡大を図る。

麦、飼料作物の安定的な生産のため、担い手への農地集積を推進し、作付拡大と品質向上を図る。

(5) そば

農地の土壌改良や排水対策等を推進し、高品質な作物の作付拡大を図る。

また、実需者のニーズに合う安定的な供給を維持するため、農地集積による作付拡大を図る。

(6) 高収益作物（野菜等）

J Aや守谷S Aをはじめとする直売所や市内スーパーマーケット内の地場産野菜売場での販売が好調なことから、地場野菜を地域振興作物として位置づけ、さらなる作付拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

別紙

５ 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和８年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	210.3		206.5		200.0	
備蓄米						
飼料用米	54.3		53.6		52.0	
米粉用米						
新市場開拓用米	0.0		2.1		4.0	
WCS用稲	5.0		6.0		6.5	
加工用米	0.4		0.4		0.4	
麦	3.2		1.5		1.7	
大豆						
飼料作物	21.9		21.3		21.5	
・子実用とうもろこし						
そば	2.3		1.0		1.0	
なたね						
地力増進作物						
高収益作物	1.9		2.0		2.0	
・野菜	1.8		1.9		1.9	
・花き・花木						
・果樹						
・その他の高収益作物	0.1		0.1		0.1	
その他						
・						
畑地化						

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦（基幹作）	麦の土地利用集積助成	集積面積 (ha)	(5年度)3.1ha	(6年度)1.5ha (7年度)1.6ha (8年度)1.7ha
2	飼料用米・新市場開拓用米 (基幹作)	飼料用米・新市場開拓用米の 土地利用集積助成	集積面積 (ha)	(5年度)43.5ha	(6年度)45.8ha (7年度)46.0ha (8年度)46.5ha
3	飼料作物（基幹作）	飼料作物の土地利用集積助成	集積面積 (ha)	(5年度)12.6ha	(6年度)12.7ha (7年度)12.8ha (8年度)12.9ha
4	飼料用米・WCS用稲（基幹作）	新規需要米団地形成助成	取組面積 (ha)	(5年度)35.8ha	(6年度)35.0ha (7年度)35.0ha (8年度)35.0ha
5	WCS用稲（基幹作）	耕畜連携助成（WCS用稲）	取組面積 (ha)	(5年度)0ha	(6年度)1.9ha (7年度)2.0ha (8年度)2.1ha
6	高収益作物（基幹作） (落花生・山菜類・きのこ類・ハーブ類・種苗類)	高収益作物助成	取組面積 (ha)	(5年度)1.8ha	(6年度)2.0ha (7年度)2.1ha (8年度)2.2ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:守谷市農業再生協議会

新様式(公表用)

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	麦の土地利用集積助成	1	5,000	麦(基幹作)	1ha以上作付けし、収穫・販売する(認定農業者・集落営農組織)
2	飼料用米・新市場開拓用米の 土地利用集積助成	1	5,600	飼料用米(基幹作) 新市場開拓用米(基幹作)	1ha以上作付けし、収穫・販売する(認定農業者・集落営農組織)
3	飼料作物の土地利用集積助成	1	5,000	飼料作物(基幹作)	1ha以上作付けし、収穫・販売する(認定農業者・集落営農組織)
4	新規需要米団地形成助成	1	6,250	飼料用米・WCS用稲(基幹作)	区分管理方式とし、協議会で定めた新規需要米推進地区において、概ね5ha以上の圃場が集積するエリアで1ha以上作付する
5	耕畜連携助成(WCS用稲)	3	2,350	WCS用稲(基幹作)	利用供給協定書又は自家利用計画のある耕畜連携の取り組みを行う水田で、稲発酵粗飼料の生産をする農業者(自己の堆肥、自己の散布は除く)
6	高収益作物助成	1	5,000	高収益作物(基幹作) (落花生・山菜類・きのこ類・ハーブ 類・種苗類)	対象作物を収穫し、出荷・販売する

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙) 高収益作物の交付対象作物及び単価(守谷市)

※ 同一の圃場で、同一年度内に複数回栽培した場合は、そのうち一回を本助成の対象にする。

※ 助成対象となる作物は、令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)産のものとする。

○ 野菜(5,000円/10a)

山菜類・きのこ類・ハーブ類・種苗類を含む野菜全般

○ その他(5,000円/10a)

落花生

※令和6年度が育成期間に当たる場合は、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件に助成対象とする。

※種苗類等を生産した農家自らが需要者として使用する場合は、販売伝票等の代わりに『その使用状況がわかる帳簿等』を備えておくことで助成対象とする。